

支出を最小にするための取組

広域化等の類型と留意点

(公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書概要(下水道事業))

下水道事業の改革の方向性

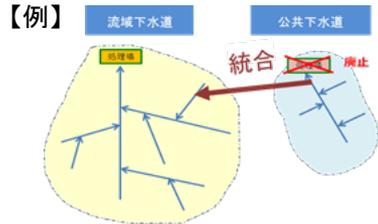
- 下水道事業は、汚水の処理・雨水の排除により、生活環境の改善・公共用水域の水質保全などの役割を担っており、住民生活に欠かせない公共性の高い事業。
- 施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要するため、地方公共団体が行う一般行政施策と密接に連携して実施することが適当。
→ 引き続き、公営企業としてサービスの継続的な提供を行うことが必要。
- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等や民間活用を抜本的改革と位置づけ、検討することが必要。

下水道事業における広域化等の類型

下水道事業の広域化等については、**①汚水処理施設の統廃合、②汚泥処理の共同化、③維持管理・事務の共同化、④最適化**の4類型が基本。

① 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



② 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。

【例】



③ 維持管理・事務の共同化

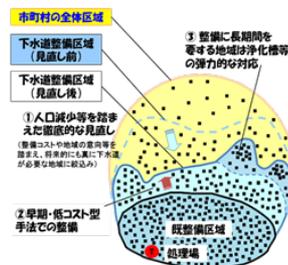
集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



④ 最適化

公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。

【例】



下水道事業における広域化等の留意点

- 都道府県構想の見直しの機会等を通じて、**都道府県は**、各市町村等が現状や将来見通しの分析を行うとともに、市町村間での情報共有が進められるよう、**主導的な役割を果たすことが重要。**
特に、広域化等の検討の場を設け、その効果や将来推計について、**個別の地域ごとのシミュレーション**を行い、**広域化等を行わない場合と行った場合の比較分析**について、**事業者間で共有し検討のきっかけとすることが重要。**
- 市町村内において、公共下水道や集落排水処理施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の統廃合を進めるのみならず、**市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。**
- 未普及地域においては、**様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化**について、**一層の検討を行うことが重要。**

下水道事業における民間活用

(類型)

①**指定管理者制度**、②**包括的民間委託**、③**PPP/PFI**

(留意点)

- 県が主導して民間活用を進めることで、**委託業務の規模や範囲を拡大**することや、業者の創意工夫を活かせるよう**性能発注を増やす**ことが重要。
- 民間活用は、コストダウンだけでなく、**民間の有する技術やノウハウを積極的に活用**する点にも意義があることに留意すべき。
- **都道府県は**、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、**積極的に関与する役割が期待**される。

維持管理・事務の共同化(山形県新庄市と周辺町村)

事業の概要

- 地方自治法に基づく法定協議会を設置(H12)し、山形県新庄市と周辺6町村(金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村)による処理場の維持管理・水質試験の共同管理を実施
 - ・新庄市浄化センターを中核処理場として、6町村の処理場を遠方監視(集中管理監視)
 - ・中核処理場の水質試験室を共同で利用(水質試験を一括して実施)
 - ・中核処理場に巡回点検班を設置し、定期的な巡回・保守点検を実施

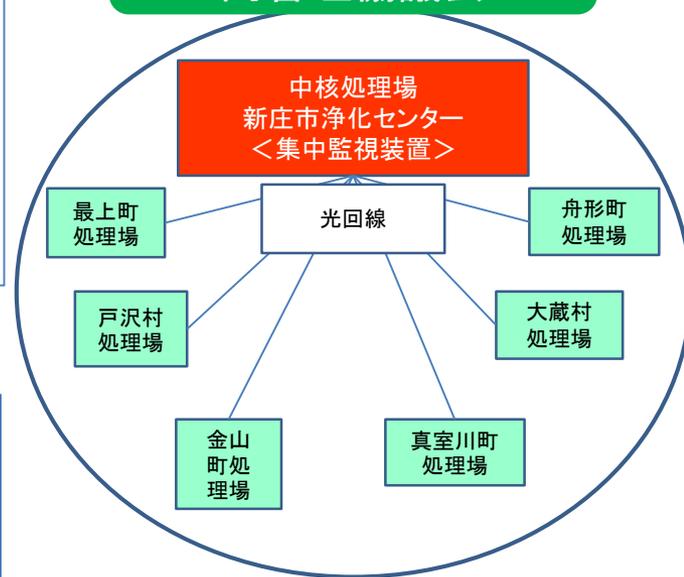
背景等

- 新庄市が浄化センターを建設(供用開始:H元年度)
- 処理場の建設が進んでいなかった周辺町村(最上町村会)から、圏域一体での整備について要望
- 7市町村による「最上圏域下水道共同管理協議会」設置(H12年度)
- 管内市町村の7浄化センターで共同管理開始(H16年度)
- 下水道事業団の助言を受けながら事業実施

効果

- 周辺浄化センターの無人化による管理人員の減
- 監視設備等のスケールメリットによるコストダウン
- 共同での下水道の一体整備・事業推進の円滑化(参考)効果額:約32百万円(維持管理費)

最上圏流域下水道共同管理協議会



・保守点検: 定期巡回
・水質試験: 保守点検
要員が巡回採取

広域化・共同化の効果額

① 汚水処理施設の統廃合

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (a-b)	効果額	
				広域化しなかった場合の費用(a)	広域化した場合の費用(b)
東京都八王子市	557,234人	ポンプ場、管きよを新設し、市内公共下水道の処理区を多摩川流域下水道の処理区へ編入	6,305百万円	24,579百万円 (施設を更新した場合)	18,274百万円
島根県松江市	164,164人	中継ポンプ場、管きよを新設し、農業集落排水を流域下水道に接続	164百万円	382百万円 (施設を更新した場合)	218百万円

② 汚泥処理の共同化

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (a-b)	効果額	
				共同化しなかった場合の費用(a)	共同化した場合の費用(b)
青森県・津軽広域連合	計284,552人	2施設で処理していたし尿及び浄化槽等汚泥を1施設に集約し、流域下水道施設で処理	3,700百万円	5,300百万円 (処理施設を更新した場合)	1,600百万円 (流域下水道を共同利用)

③ 維持管理・事務の共同化

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (単年度) (a-b)	効果額	
				共同化しなかった場合の費用(a)	共同化した場合の費用(b)
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	計31,436人 新庄市19,114人、金山町2,317人、最上町3,157人、舟形町2,509人、真室川町1,789人、大蔵村1,937人、戸沢村613人	処理場の維持管理・水質試験の共同管理を実施	32百万円 (維持管理費)	538百万円 (維持管理費)	506百万円 (維持管理費)

広域化・共同化に関する地方財政措置(現行):下水道事業債(広域化・共同化分)

下水道事業広域化・共同化推進要領 (H21.4.24総財経第78号) について

1. 趣旨

効率的な下水道整備を促進するとともに下水道事業の経営健全化・効率化等を図る観点から、積極的に広域化・共同化に取り組もうとする地方公共団体に対し、当該**広域化・共同化のための計画に基づく施設の整備に要する経費について財政措置を講じる**ことにより、下水道事業における広域化・共同化を推進しようとするものである。

2. 対象団体

下水道事業の**広域化・共同化を行おうとする複数の地方公共団体**とする。

3. 計画の策定

(1) 下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体は、共同して、概ね次の事項を盛り込んだ下水道事業広域化・共同化計画(様式任意、以下「**広域化・共同化計画**」という。)を策定するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 計画策定団体名 | ② 下水道の現況、背景及び今後の整備方針 |
| ③ 広域化・共同化の具体的な内容 | ④ 広域化・共同化の手法(一部事務組合、事務の委託等) |
| ⑤ 広域化・共同化による効果(単独実施との経費比較等) | ⑥ 施設整備費、年度計画等 |

(2) 広域化・共同化計画の実施期間は概ね5年以内とし、計画策定団体は当該計画に基づき施設整備等を行うものとする。

4. 手続き (略)

5. 財政措置

広域化・共同化計画に基づく施設の整備について、以下により**下水道事業債(広域化・共同化分)を充当**するとともに、**その元利償還金の55%(うち50%については事業費補正方式により措置)を基準財政需要額に算入**する。

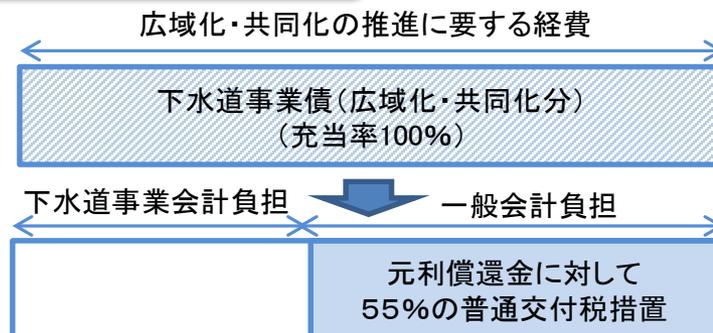
① 対象事業

広域化・共同化計画に基づき実施される事業(広域化・共同化の効果が客観的に相当程度認められる事業に限る。)であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、**終末処理場**(終末処理場を補完するポンプ場、汚泥処理施設、汚泥再利用施設、共同水質管理施設等を含む。)及びこれに類する施設の整備事業

② 対象範囲

広域化・共同化計画に基づき実施される事業に係る事業費(補助事業にあつては地方負担額、地方単独事業にあつては対象事業費。ただし、小規模集合排水処理施設については、通常分であつて臨時措置分を除いたもの。)

財政措置のイメージ

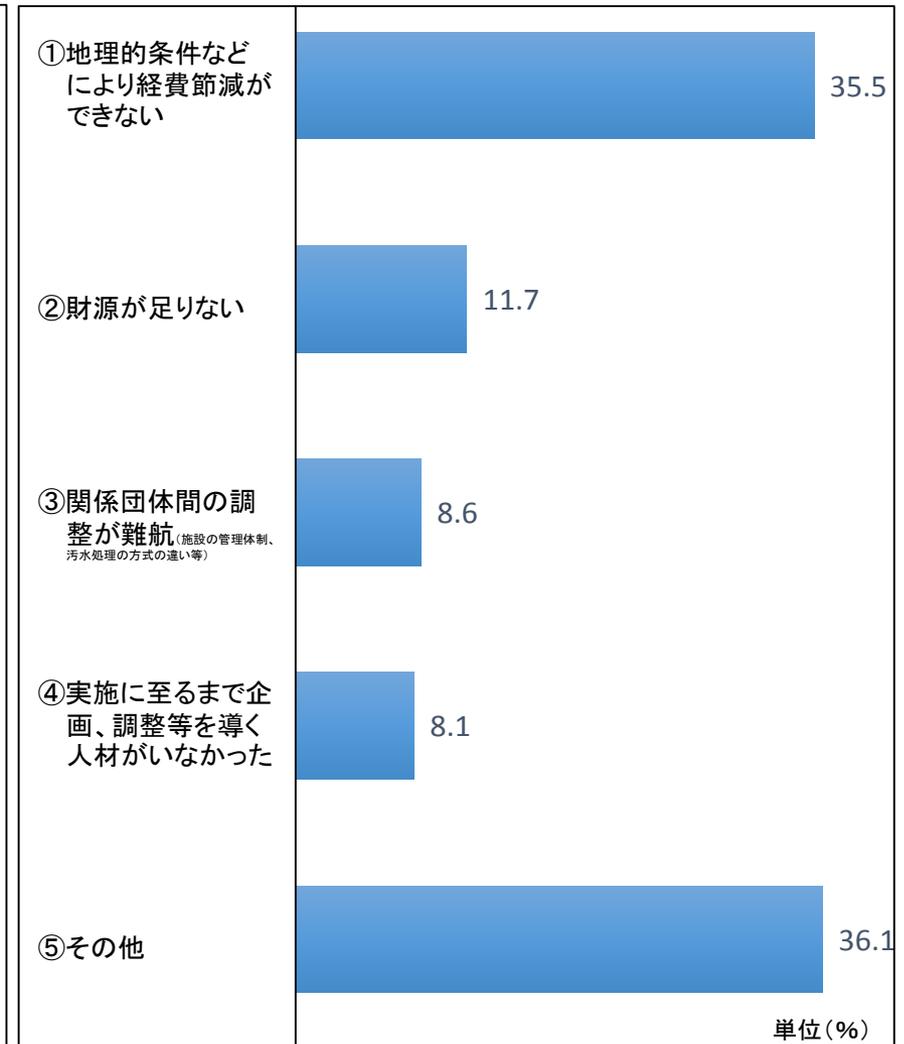
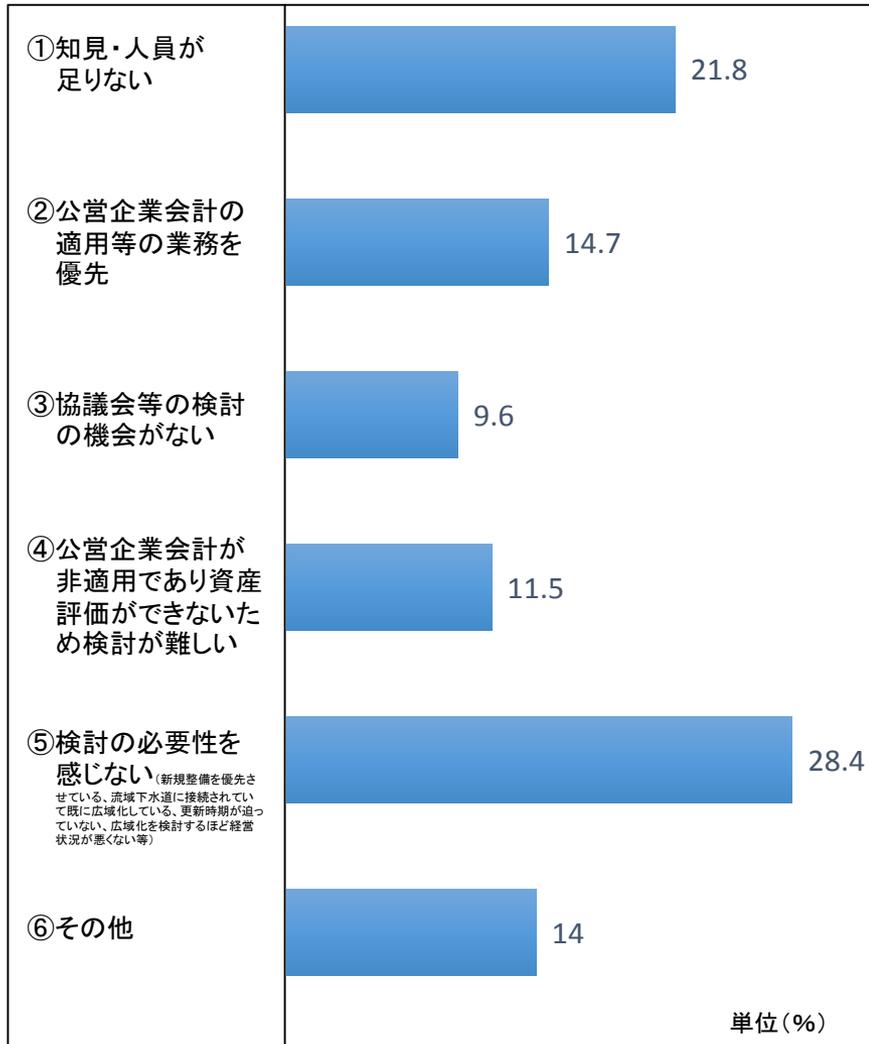


広域化等に関する自治体からの意見等の状況・その1

＜総務省調査結果＞

○広域化等の検討をしなかった理由(複数回答可) N=2,286事業

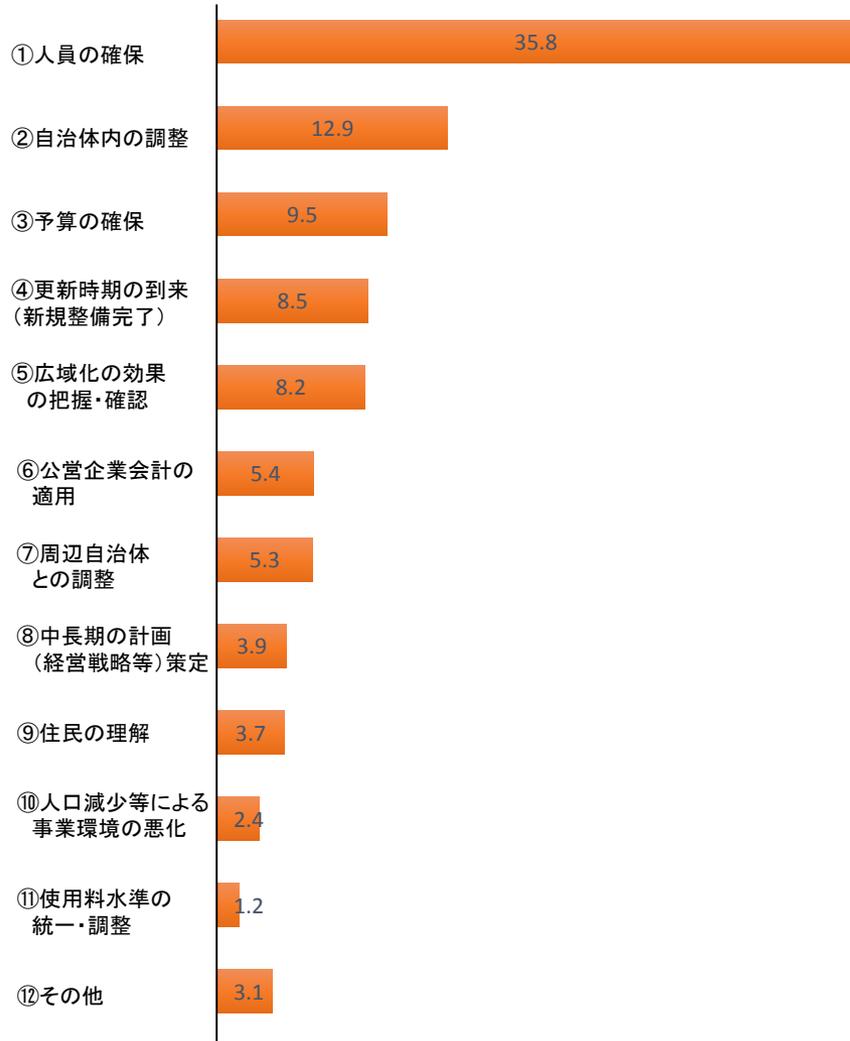
○広域化等を実施できなかった理由(複数回答可) N=446事業



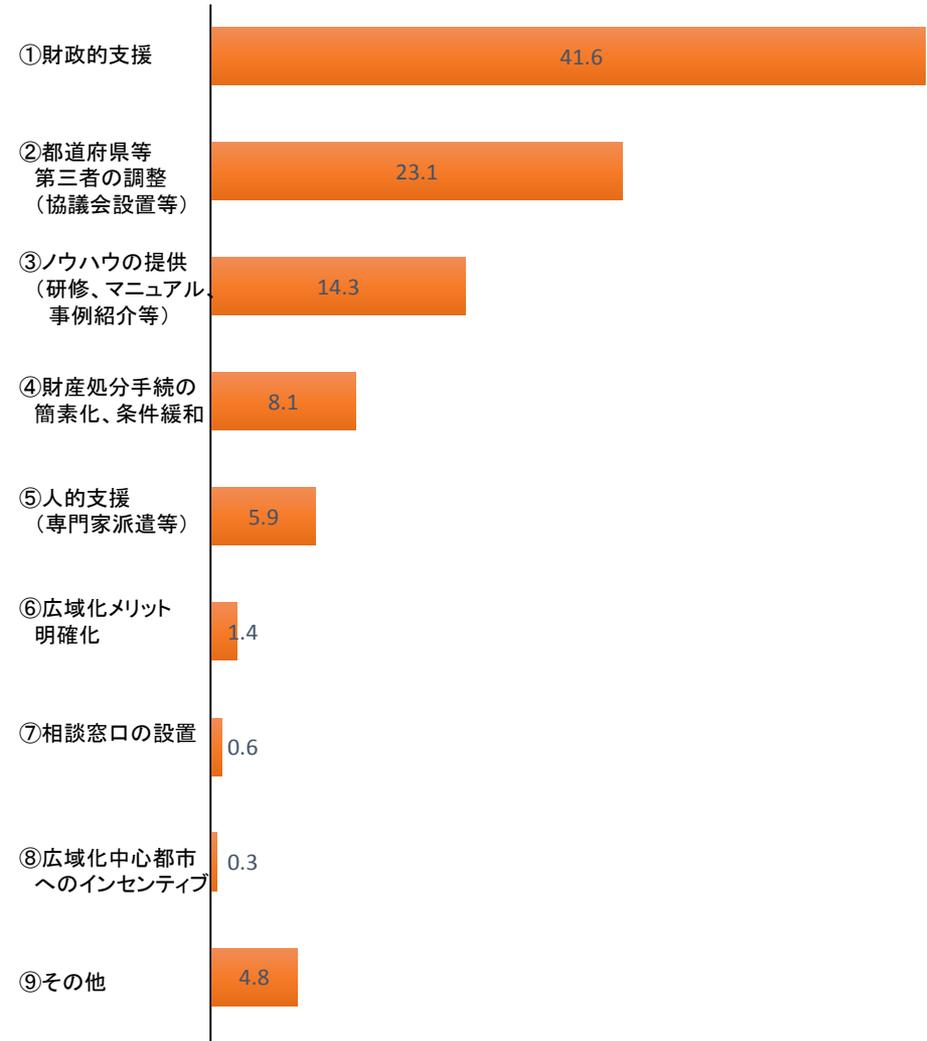
広域化等に関する自治体からの意見等の状況・その2

<総務省調査結果>

○広域化等が進むと思われる内部環境条件(複数回答可) N=2,427事業 ○広域化等が進むと思われる支援策(複数回答可) N=2,469事業



単位 (%)



単位 (%)

「広域化・共同化計画」の策定要請

国土交通省作成資料

- 持続可能な下水道事業の運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定)において、全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定。
- 都道府県に対して、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて下記2点を要請(平成30年1月17日)。
 - ・全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定
 - ・平成30年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築

平成30年度予算より、
社交金交付要件に追加予定

【広域化・共同化計画の位置付け】

- 都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部とする。

【今後の支援】

- 平成30年度予算において、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」の創設。
- 先行して計画策定に取り組む5県(秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県)の検討成果を水平展開。

都道府県構想

●汚水処理の役割分担

●整備・運営管理手法を定めた整備計画

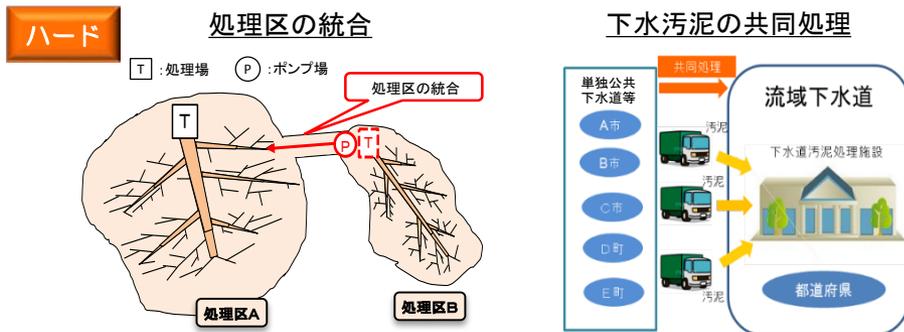
・10年概成アクションプラン

・長期的(20~30年)な整備・運営管理内容

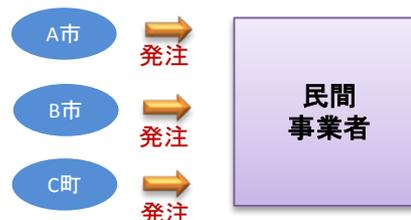
広域化・共同化計画

●連携項目(ハード・ソフト)/スケジュール等を記載

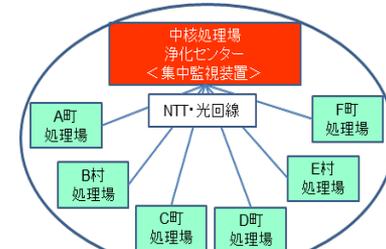
- ・短期的(5年程度)、中期的(10年程度)な実施計画
- ・長期的な方針(20~30年)



ソフト 維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



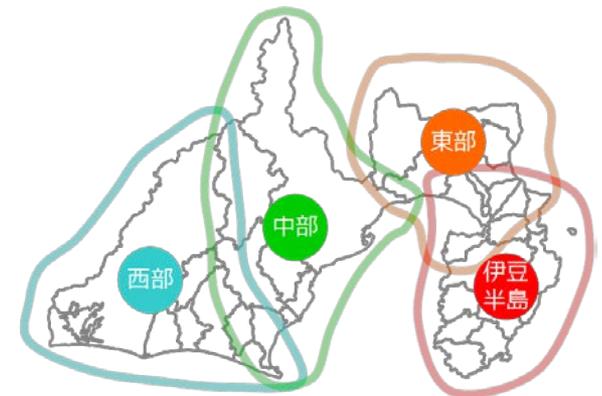
「広域化・共同化計画」策定の進め方について

- 「広域化・共同化計画」の検討にあたっては、都道府県の管内全市町村が検討の枠組みに参加し、検討を進めることが必要。
(検討の結果、相互連携の枠組みに参画しない場合もあり得る。)
- 広域化・共同化の実施に至るには、関係市町村の合意形成に時間を要することが想定され、早期に検討着手することが重要であり、都道府県構想の策定や見直しを検討する既存体制の活用や、下水道法の協議会制度を活用することも有効。
(汚水処理を所管する、下水道部局、農林水産部局、廃棄物部局の連携は必須。)
- さらに、効果的に検討を進めるため、地域の実情を踏まえて、都道府県内を複数のブロックに分割し、各ブロック単位で検討することが有効と考えられる。

ブロック割の観点例

- 地理的要因
- 歴史的な文化圏
- 社会経済圏(連携中枢拠点都市圏等の広域連携の枠組み)
- 流域
- 都道府県の行政事務所管轄範囲 等

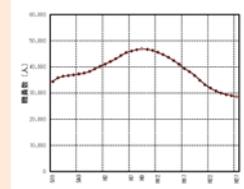
ブロック割イメージ



ブロック割り後の具体的な検討の進め方について

① 関係市町村の現状や将来予測を把握・共有

- 将来行政人口減少率
- 施設稼働率
- 経費回収率 等



広域化・共同化の必要性
を関係者間で共有！

② 連携方策の種の抽出・マッチングの検討

- 課題の把握・共有
- 運営状況から強み、弱みを分析
- 維持管理等の業務契約状況を整理
(委託内容、期間、業者 等)
- 施設配置 等



- 【留意事項】
- 地場企業の活用
 - 柔軟なブロック割の変更 等

具体の分析・整理から、
連携方策の種を抽出し、
マッチングを検討

【具体的なメニューへ発展】

- 施設の統廃合
- 汚泥の集約処理
- 維持管理の共同化 (ICT活用)
- 業務の一括発注 等

③ 連携実現に向けた具体的な検討

- 広域化・共同化による効果を試算
- 活用する制度、役割分担、施設の活用方法、
費用負担方法の検討
- 連携実現までのスケジュールを検討 等

関係者間の合意形成を
経て、広域化・共同化計
画のメニューとして記載

<参考> 下水道法協議会 の活用

勉強会・検討会から発展
特段の手続きは不要
(規約等作成するのみ)

【参加メンバー例】
都道府県、市町村、
下水道公社、日本下水道
事業団 等



➤ 広域化・共同化の
具体的なメニューの
実施に向けて、
関係者間の機運上昇。